



# 鳥取県公報

平成 21 年 3 月 31 日 (火)  
号外第 4 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

|       |  |
|-------|--|
| ◇ 規 則 | 鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則 (48) (経営支援課) . . . . . 5                 |
|       | 鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則 (49) (水産課) . . . . . 9             |
|       | 鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則<br>(50) (〃) . . . . . 10 |
|       | 鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則 (51) (県土総務課) . . . . . 17                  |
|       | 鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則 (52) (〃) . . . . . 20              |
|       | 鳥取県宮鳥取空港管理規則の一部を改正する規則 (53) (空港港湾課) . . . . . 25                 |
|       | 鳥取県統計調査条例施行規則等の一部を改正する規則 (54) (統計課) . . . . . 29                 |

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律の施行に伴い、認定中小企業者等への貸付けに関する事項を追加する等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 農商工等連携事業計画の認定を受けた農業者及び中小企業者並びに生産製造連携事業計画の認定を受けた農業者を、農業改良資金の貸付けの対象に新たに加える。

(2) 次の表の左欄に掲げる資金を借り入れる場合の償還期間及び据置期間は、同表の中欄及び右欄のとおりとする。

|  |       |      |
|--|-------|------|
| 認定農商工等連携事業を実施するのに必要な資金   | 12年以内 | 5年以内 |
| 認定生産製造連携事業計画に従ってバイオ燃料製造者の需要に的確に対応した農林漁業有機物資源の生産を図るための措置等を実施するのに必要な資金 | 12年以内 | 3年以内 |

(3) 農業改良資金の種類に農商工等連携促進法による貸付けに関する資金を新たに追加する。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部改正について

1 規則の改正理由

(1) 漁業経営の維持が困難な中小漁業者がその経営の再建を図るため緊急に必要とする資金（以下「漁業経営維持安定資金」という。）を円滑に融通するため、県は、漁業経営維持安定資金を貸し付ける融資機関に対し利子補給を行っている。

(2) 燃油の高騰、魚価の低迷等により漁業経営が圧迫されていることをかんがみ、効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図るため、引き続き(1)の利子補給を行うよう所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 規則の失効期限（現行 平成21年3月31日）を定めた規定を削る。

(2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（以下「条例」という。）の一部が改正され、平成21年4月1日から境港水産物地方卸売市場（以下「市場」という。）に指定管理者制度が導入されることに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) これまで規則で定めていた市場の開館時間、休館日等について、条例の改正により、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めることとなったため、これらの規定を削る。

(2) 指定管理者が市場の管理・運営を適切に行えるよう市場内での無許可営業を条例に定める禁止行為とみなすとともに、施設設備を損傷したときの届出等に関し、必要な事項を定める。

(3) 平成20年2月に用途廃止となった昭和町外港の一部を市場面積から除外し、99,593平方メートル（現行102,812平方メートル）とする。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

## 鳥取県建設工事執行規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正されたことにかんがみ、県が行う建設工事に係る履行遅滞の場合における損害金等の率を引き下げる等所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 県が行う建設工事で建設業法に規定するものについて請負者がその履行を遅滞した場合の損害金の額等の算定における年率を年3.6パーセント（現行 年3.7パーセント）とする。
- (2) 部分払できる契約について、契約金額による制限（100万円以上）を廃止する。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成21年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

## 鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

平成20年9月議会における知事答弁を受け、入札参加制限を行う前にあらかじめ意見を聴く公平中立な第三者的機関を定めるとともに、入札参加制限に係る異議申出の制度を設ける等について定める。

## 2 規則の概要

- (1) 入札参加制限を行う前にあらかじめ意見を聴く公平中立な第三者的機関を鳥取県建設工事等入札・契約審議会とする。
- (2) 入札参加制限に係る異議申出の対象となる案件、異議申出書の取扱い等の手続に関する事項を定める。
- (3) 平成19年度及び平成20年度に付与された入札参加資格の有効期間の特例措置を講ずる。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布日とする。

## 鳥取県営鳥取空港管理規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

東京利用者の増加に伴う国内線ターミナルビルの待合スペースの不足の解消を図るため、鳥取空港国際会館（国際交流センターを除く。以下「国際会館」という。）の利用時間を拡大する等所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 国際会館の利用時間を、午前8時から午後6時まで（現行 午前9時から午後5時まで）に改める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行日は、平成21年4月1日とする。

## 鳥取県統計調査条例施行規則等の一部改正について

## 1 規則の改正理由

鳥取県統計調査条例が一部改正され、一般からの委託に応じた統計の作成等ができることにされたこと等に伴い所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 鳥取県統計調査条例施行規則の一部改正
  - ア 調査実施機関がその行った県統計調査の目的以外の目的のために調査票情報を利用しようとする時の手続を定める。
  - イ 公的機関が知事等に統計の作成等を求めるときの手続を定める。
  - ウ 知事等は、次の場合に委託による統計の作成等を行うことができることとし、この場合の手続を定める。

- (ア) 学術研究の発展に資し、次のいずれにも該当すると認められるとき
    - a 委託により作成された統計表その他の成果物（以下「委託成果物」という。）を学術研究の用に供することを直接の目的とするものであること。
    - b 委託成果物を用いて行った学術研究の成果が公表されること。
  - (イ) 高等教育の発展に資し、次のいずれにも該当すると認められるとき
    - a 委託成果物を大学又は高等専門学校における教育の用に供することを目的とすること。
    - b 委託成果物を用いて行った教育内容が公表されること。
  - エ 定期に又は継続的に実施する県統計調査についてはその名称及び目的を規定し、それ以外については告示で定め、規則で実施細目を定めているものを除き、調査対象の範囲等を告示で定めるものとする。
  - オ 県統計調査に従事する職員及び立入検査を行う職員の身分証明書の様式を定める。
  - カ その他所要の規定の整備を行う。
- (2) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則について、(1)に伴い所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

# 規 則

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第48号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則（平成14年鳥取県規則第96号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示及び追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、農業者が農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方法を導入することを支援するため、<u>農業者等又は認定中小企業者</u>に対する農業改良資金の貸付けを行う融資機関に対して当該貸付けに必要な資金を貸し付け、もって農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）<u>農業者等</u> 農業者又は農業者の組織する団体で次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～オ 略</p> <p style="padding-left: 2em;">カ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第4条第1</p> | <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、農業者が農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方法を導入することを支援するため、<u>農業者等</u>に対する農業改良資金の貸付けを行う融資機関に対して当該貸付けに必要な資金を貸し付け、もって農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）<u>農業者等</u> 農業者又は農業者の組織する団体で次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～オ 略</p> <p style="padding-left: 2em;">カ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第4条第1</p> |

項の認定を受けた者（同法第5条第2項に規定する認定導入計画に従って同法第2条に規定する持続性の高い農業生産方式を導入する場合に限る。別表において「エコファーマー」という。）

キ 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第4条第1項の農商工等連携事業計画の認定を受けた者（次号に規定する認定中小企業者を除く。）

ク 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「利用促進法」という。）第4条第1項の生産製造連携事業計画の認定を受けた者（同計画に従って同法第2条第3項第2号イに掲げる措置を実施する場合に限る。）

(2) 認定中小企業者 農商工連携等促進法第11条第1項の認定中小企業者（農業者等が実施する農業改良措置を支援するため、当該認定中小企業者又は当該認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が農商工連携等促進法第4条第2条第2号イの措置を行う場合における当該認定中小企業者に限る。）

(3) 農業改良措置 農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することをいう。

(4) 略

(5) 略

（貸付資格の認定の申請）

第3条 融資機関から農業改良資金の貸付けを受けようとする者は、農業改良措置に関する計画を作成し、当該貸付けを受けることが適当である旨の知事の認定を受けなければならない。

項の認定を受けた者（同法第5条第2項に規定する認定導入計画に従って同法第2条に規定する持続性の高い農業生産方式を導入する場合に限る。別表において「特定認定農業者」という。）

(2) 略

(3) 略

（貸付資格の認定の申請）

第3条 融資機関から農業改良資金の貸付けを受けようとする者は、法第2条に規定する農業改良措置（以下「農業改良措置」という。）に関する計画を作成し、当該貸付けを受けることが適当である旨の知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号。以下「権限規則」という。）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する農林水産部長又は鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された経営支援課の長。以下同じ。）の認定

## 2及び3 略

(貸付資格の認定)

第4条 知事は、前条第3項の規定による申請書の提出を受けたときは、当該申請に係る農業改良措置の内容が要領で定める要件に該当するとともに、その申請者（団体の場合には、その団体を構成する農業者）が当該申請に係る農業改良資金をもって当該農業改良措置を実施することによりその経営（申請者が認定中小企業者である場合は、その申請者と共同で農商工等連携促進法第8条第1項の認定農商工等連携事業（以下「認定農商工等連携事業」という。）を実施する農業者等（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する農業者等）の経営）を改善する見込みがあり、かつ、当該申請に係る地域においては当該農業改良措置を実施することが必要であると認められる場合に限り、前条第1項の認定を行うものとする。

(貸付け)

第5条 略

(農業者等貸付金の限度額等)

第6条 前条の規定により融資機関が農業者等又は認定中小企業者に貸し付ける農業改良資金（以下「農業者等貸付金」という。）の一農業者等又は一認定中小企業者ごとの限度額は、次のとおりとする。ただし、認定農業者又は認定中小企業者以外の者にあつては、農業改良措置を実施するのに必要な経費の額の100分の80に相当する額と次に掲げる額のいずれか低い額とする。

(1)及び(2) 略

を受けなければならない。

## 2及び3 略

(貸付資格の認定)

第4条 知事は、前条第3項の規定による申請書の提出を受けたときは、当該申請に係る農業改良措置の内容が要領で定める要件に該当するとともに、その申請者（団体の場合には、その団体を構成する農業者）が当該申請に係る農業改良資金をもって当該農業改良措置を実施することによりその経営を改善する見込みがあり、かつ、当該申請に係る地域においては当該農業改良措置を実施することが必要であると認められる場合に限り、同条第1項の認定を行うものとする。

(貸付け)

第5条 略

2 県は、前項に規定する場合のほか、予算の範囲内において、他の農業者から要領で定める要件に該当する農作業を受託した認定農業者その他要領で定める者（以下「農作業受託者」という。）に、当該農作業の受託により必要となる資金（農業改良措置の導入に係る経費で、要領で定めるものに限る。以下「受託農作業経費」という。）を貸し付ける融資機関に対し、当該貸付けに必要な資金を貸し付けるものとする。

(農業者等貸付金の限度額等)

第6条 前条の規定により融資機関が農業者等に貸し付ける農業改良資金（以下「農業者等貸付金」という。）の一農業者等ごとの限度額は、次のとおりとする。ただし、認定農業者以外の者にあつては、農業改良措置を実施するのに必要な経費（受託農作業経費を含む。）の額の100分の80に相当する額と次に掲げる額のいずれか低い額とする。

(1)及び(2) 略

2 農業者等貸付金のうち、前条第2項の資金の限度額は、農作業の受託期間（5年を限度とする。）内に農作業受託者が受け取る受託料の額とする。

2 農業者等貸付金の償還期間及び据置期間は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に定める期間とする。この場合において、償還期間には、据置期間を含むものとする。

| 区 分  | 償還期間  | 据置期間 |
|--|-------|------|
| 略  |       |      |
| (3) 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第23条第1項に規定する資金 | 12年以内 | 5年以内 |
| (4) 農商工連携等促進法第11条第2項に規定する資金                    | 12年以内 | 5年以内 |
| (5) 利用促進法第8条に規定する資金                            | 12年以内 | 3年以内 |
| (6) 前各号に掲げる資金以外の資金                             | 10年以内 | 3年以内 |

別表（第5条、第18条関係）

| 農業改良資金の種類  | 貸付対象者                 |
|--|-----------------------|
| 略  |                       |
| 11 5の項から10の項までに掲げるもののほか、農業経営の改善によって必要となる農薬費、資材費、雇用に要する費用並びに機械及び施設の修理費（農業改良措置の導入の初期的段階に係る経費に限る。）に充てるのに必要な資金 | 認定農業者、集落営農組織及びエコファーマー |
| 12 認定農商工等連携事業に係る連携先の農業者等の農業経営に必要な施設の設置に必要な資金   | 認定中小企業者               |
| 13 認定中小企業者の使用する加工施設の改良、造成又は取得に必要な資金  |                       |
| 14 認定中小企業者の使用する販売施設の改良、造成又は取得に必要な資金  |                       |

3 農業者等貸付金の償還期間及び据置期間は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に定める期間とする。この場合において、償還期間には、据置期間を含むものとする。

| 区 分  | 償還期間  | 据置期間 |
|--|-------|------|
| 略  |       |      |
| (3) 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第23条第1項に規定する資金 | 12年以内 | 5年以内 |
| (4) 前3号に掲げる資金以外の資金                             | 10年以内 | 3年以内 |

別表（第5条、第18条関係）

| 農業改良資金の種類  | 貸付対象者                 |
|--|-----------------------|
| 略  |                       |
| 11 前各項に掲げるもののほか、農業経営の改善によって必要となる農薬費、資材費、雇用に要する費用並びに機械及び施設の修理費（農業改良措置の導入の初期的段階に係る経費に限る。）に充てるのに必要な資金 | 認定農業者、集落営農組織及び特定認定農業者 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県規則第49号

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則（昭和51年鳥取県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改 正 後                                      | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>附 則</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p> | <p>附 則</p> <p><u>( 施行期日 )</u></p> <p><u>1 この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(この規則の失効)</u></p> <p><u>2 この規則は、平成21年3月31日までに延長その他の</u><br/><u>所要の措置が講じられないときは、同日限り、そ</u><br/><u>の効力を失う。</u></p> <p><u>(この規則の失効に伴う経過措置)</u></p> <p><u>3 この規則の失効の前日に貸し付けられた漁業経営</u><br/><u>維持安定資金については、この規則の規定は、前項</u><br/><u>の規定にかかわらず、この規則の失効の日後も、な</u><br/><u>おその効力を有する。</u></p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第50号**

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則（昭和57年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示、削除条項及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合は、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合は、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

| 改 正 後  | 改 正 前                 |     |        |                      |   |     |     |        |                       |
|--|-----------------------|-----|--------|----------------------|---|-----|-----|--------|-----------------------|
| <p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 雑則（第31条）</p> <p>附則</p> <p>（市場の位置及び面積等）</p> <p>第2条 鳥取県営境港水産物地方卸売市場（以下「市場」という。）の位置及び面積は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">境港市昭和町</td> <td style="text-align: center;"><u>99,593</u>平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> | 位 置                   | 面 積 | 境港市昭和町 | <u>99,593</u> 平方メートル | <p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 雑則（第31条 <u>第34条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（市場の位置及び面積等）</p> <p>第2条 鳥取県営境港水産物地方卸売市場（以下「市場」という。）の位置及び面積は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">境港市昭和町</td> <td style="text-align: center;"><u>102,812</u>平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>（開場の期日）</p> <p>第4条 市場は、次に掲げる日を除き、毎日開場するものとする。</p> <p>(1) <u>1月1日から同月3日まで</u></p> <p>(2) <u>8月14日から同月16日まで</u></p> <p>2 知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当</p> | 位 置 | 面 積 | 境港市昭和町 | <u>102,812</u> 平方メートル |
| 位 置  | 面 積                   |     |        |                      |   |     |     |        |                       |
| 境港市昭和町   | <u>99,593</u> 平方メートル  |     |        |                      |   |     |     |        |                       |
| 位 置  | 面 積                   |     |        |                      |   |     |     |        |                       |
| 境港市昭和町   | <u>102,812</u> 平方メートル |     |        |                      |   |     |     |        |                       |

## 第4条及び第5条 削除

## 第2章 市場関係事業者

(せり人の指定の届出の報告)

第6条 卸売業者(条例第3条第1項に規定する卸売業者をいう。以下同じ。)は、鳥取県地方卸売市場条例(昭和46年鳥取県条例第49号)第12条第2項の規定によりせり人の指定の届出をしたときは、速やかにその旨を知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合)あつては、当該委任を受けた鳥取県水産事務所設置条例(平成12年鳥取県条例第28号)第1条の規定により設置された水産事務所の長。以下同じ。)に報告しなければならない。

## 第4章 市場施設の利用

該委任を受けた鳥取県水産事務所設置条例(平成12年鳥取県条例第28号)第1条の規定により設置された水産事務所の長。以下同じ。)は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、市場を臨時に開場し、又は休場することができる。

3 知事は、前項の規定により市場を臨時に開場し、又は休場するときは、あらかじめ、その旨を市場内に掲示して関係者に周知させるものとする。

(開場の時間)

第5条 市場の開場時間は、午前4時から午後7時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

2 前条第3項の規定は、前項ただし書の規定による市場の開場時間の変更について準用する。

## 第2章 市場関係事業者

(せり人の指定の届出の報告)

第6条 卸売業者(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第58条第1項の規定により知事の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。)は、鳥取県地方卸売市場条例(昭和46年12月鳥取県条例第49号)第12条第2項の規定によりせり人の指定の届出をしたときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

## 第4章 市場施設の利用

(利用許可の申請等)

第27条 条例第36条の規定による許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者(次項に規定する者を除く。)は、市場施設利用許可申請書(様式第16号)を知事に提出しなければならない。

2 条例別表に掲げる施設(以下「市場施設」という。)のうちシャワーの利用許可を受けようとする者は、使用料を払い込むことにより知事に申し込まなければならない。

3 知事は、利用許可をしたときは、第1項に規定す

|   |  |
|---|--|
|   | <p>る者に対しては市場施設利用許可証（様式第17号）を、前項に規定する者に対しては利用券（様式第18号）を交付するものとする。</p> <p>（利用状況報告）</p> <p>第27条の2 市場施設のうち卸売業務施設（水産物の荷さばきのための利用に限る。）の利用許可を受けた者は、当該施設に係る毎月の利用状況について、月の初日から末日までの利用状況を翌月10日までに、利用状況報告書（様式第19号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>（転貸等の禁止）</p> <p>第28条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該市場施設の全部又は一部を第三者に転貸し、又は使用させてはならない。ただし、特別の理由により知事の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>2 市場施設は、その本来の用途以外の用途に使用してはならない。ただし、市場業務に係る用途に使用する場合であって、知事の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>（市場施設の返還）</p> <p>第29条 利用者の死亡若しくは解散又は条例第38条の規定による利用の許可の取消しその他の理由により市場施設を利用する資格が消滅したときは、相続人、清算人又は本人は、知事の指定する期間内に、自己の費用で当該市場施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。</p> |
| <p>（使用料の減免）</p> <p>第27条 略</p>   | <p>（使用料の減免）</p> <p>第30条 略</p> <p style="text-align: center;">第5章 雑則</p>  |
| <p>（行為の制限等）</p> <p>第28条 卸売業者、仲卸業者及び附属営業人がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに指定管理者（条例第2条の2第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内において物品の販売その他の営業行為を行った者については、条例第37条第1項第4号に規定する行為を行ったものとみなし、</p> | <p>（無許可営業の禁止）</p> <p>第31条 卸売業者、仲卸業者及び附属営業人がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに知事が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、何人も市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。</p>   |

同条第2項の規定を適用する。

( 損傷又は滅失の届出 )

第29条 条例別表に掲げる施設(以下「市場施設」という。)を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

( 許可等の制限又は条件 )

第30条 略

第5章 雑則

第31条 この規則に定めるもののほか、市場の管理に  
関し必要な事項は、知事の権限に属するものにつ  
いては知事が別に、指定管理者に行わせることとし  
たものについては鳥取県公の施設における指定管理  
者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第  
67号)第8条に規定する協定で定めるところにより  
指定管理者が、それぞれ定めるものとする。

2 知事は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外への退去を命ずることができる。

( 損傷又は滅失の届出 )

第32条 市場施設を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、故意又は過失により市場施設を損傷し、又は滅失した者に対し、その補修を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。

( 許可等の制限又は条件 )

第33条 略

(その他)

第34条 この規則に定めるもののほか、市場の管理に  
関し必要な事項は、知事が別に定める。

様式第16号(第27条関係)

市場施設利用許可申請書

職 氏 名 様

市場施設の利用の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者 (法人にあっては、所在地)

氏 名 印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

記

|                         |                    |
|-------------------------|--------------------|
| 利用しようとする市場<br>施設の名称・規模等 |                    |
| 所 在 地                   |                    |
| 利 用 目 的                 |                    |
| 利 用 期 間                 | 年 月 日から<br>年 月 日まで |
| その他の参考事項                |                    |

- 添付書類 1 関係図面  
2 その他知事が必要と認める書類

様式第17号（第27条関係）

市場施設利用許可証

氏 名 様

年 月 日付第 号で申請があ  
った市場施設の利用については、下記条件を付して  
許可します。

年 月 日

職 氏 名 印

記

許可条件

- 1 利用を許可する市場施設は、次のとおりとする。  
名称及び使用場所 別紙図面のとおり。  
所在地  
施設の規模等
- 2 利用目的は、 とすること。
- 3 利用期間は、 年 月 日から 年  
月 日までとし、利用期間を更新しようとするときは、利用期間満了の日の30日前までに、書面をもって知事に申請すること。
- 4 使用料は、 円とし、知事が発行する納入通知書により納付すること。
- 5 利用物件の維持保全のため、通常必要とする経費のほか、当該利用物件に附帯する電話、電気、ガス及び水道等の諸設備の経費を負担すること。
- 6 利用許可の取消しがあったときにおいて、利用物件に投じた改良のための有益費、修繕費等の費用は請求しないこと。

様式第18号（第27条関係）

(表)

|                       |  |
|-----------------------|--|
| シャワー利用券控<br><br>￥200円 | シャワー利用券<br>年 月 日<br>￥200円<br>鳥取県営境港水産物地方卸売<br>市場 |
|-----------------------|--|

(裏)

|   |  |
|---|--|
| 1 この券に領収印のないものは、使えません。<br><br>2 この券が使えるのは、本日だけです。<br><br>3 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。 |  |
|---|--|

様式第19号 (第27条の2 関係)

利用状況報告書

職 氏名 様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則第27条の2の規定により 年 月中の利用状況について、下記のとおり報告します。

年 月 日

氏 名 印  
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

記

| 日 | 荷さばき数量 |       | 船名 | 備考 |
|---|--------|-------|----|----|
|   | 生鮮水産物  | 加工水産物 |    |    |
|   | kg・箱   | kg    |    |    |

|   |      |    |  |  |
|---|------|----|--|--|
|   |      |    |  |  |
|   |      |    |  |  |
|   |      |    |  |  |
|   |      |    |  |  |
|   |      |    |  |  |
|   |      |    |  |  |
|   |      |    |  |  |
|   |      |    |  |  |
|   |      |    |  |  |
|   |      |    |  |  |
| 計   | kg・箱 | kg |  |  |
| 備考  |      |    |  |  |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用実績が無い場合は、その旨を報告すること。</li> <li>2 船名の欄は、荷さばきを行った水産物を積んでいた船の名称を記載すること。なお、当該船が複数隻の場合は、主な船の名称を記載し、その次に「その他 隻」と記載すること。</li> <li>3 生鮮水産物については、キログラム又は箱の該当する方を丸で囲むこと。</li> </ol> |      |    |  |  |

附 則

この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。



鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第51号

#### 鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>（履行遅滞の場合における損害金）</p> <p>第58条の2 略</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金の額から工事の出来形部分に相應する請負代金の額を控除した額につき、<u>遅延日数に応じ、年3.6パーセントの割合で計算して得た額とする。</u></p>  | <p>（履行遅滞の場合における損害金）</p> <p>第58条の2 略</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金の額から工事の出来形部分に相應する請負代金の額を控除した額につき、<u>遅延日数に応じ、年3.7パーセントの割合で計算して得た額とする。</u></p>  |
| <p>（請負代金の支払）</p> <p>第59条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 請負者は、知事<del>が</del>その責めに帰すべき事由により前項の期間（以下「約定期間」という。）内に請負代金を支払わないときは、その遅延日数に応じ、<u>未支払金額につき、年3.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</u>この場合において、知事<del>が</del>その責めに帰すべき事由により第52条第1項の期間内に完成検査をしなかったときは、その期限を経過した日から完成検査をした日までの期間の日数（以下「検査遅延日数」という。）は、約定期間の日数から差し引くものとし、<u>検査遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は検査遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。</u></p> | <p>（請負代金の支払）</p> <p>第59条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 請負者は、知事<del>が</del>その責めに帰すべき事由により前項の期間（以下「約定期間」という。）内に請負代金を支払わないときは、その遅延日数に応じ、<u>未支払金額につき、年3.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</u>この場合において、知事<del>が</del>その責めに帰すべき事由により第52条第1項の期間内に完成検査をしなかったときは、その期限を経過した日から完成検査をした日までの期間の日数（以下「検査遅延日数」という。）は、約定期間の日数から差し引くものとし、<u>検査遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は検査遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。</u></p> |
| <p>（前払金の返還）</p> <p>第62条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、請負者が第1項の期間内に前2項の規定により返還すべき額を返還しないときは、その遅延日数に応じ、<u>未返還額につき年3.6パーセントの割</u></p>   | <p>（前払金の返還）</p> <p>第62条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、請負者が第1項の期間内に前2項の規定により返還すべき額を返還しないときは、その遅延日数に応じ、<u>未返還額につき年3.7パーセントの割</u></p>   |

合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(部分払)

第65条 略

2 略

3 第1項の部分払は、同項の請負代金相当額が請負代金の額の40パーセントを超える場合に限りすることができる。

4 第1項の部分払は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる回数(第60条の規定により前金払をした工事については、当該回数から1回を減じた回数)の範囲内においてしなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 請負代金の額が1,000万円未満の工事 2回

(2)~(4) 略

5 略

(部分払金の請求等)

第66条 略

2 知事は、前項の場合において、請負者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事出来形部分等確認願を受理した日から14日以内に、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を請負者に通知しなければならない。この場合において、知事は、必要があると認められるときは、その理由を請負者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

3 請負者は、前項前段の通知を受けた場合において、当該部分払金の支払を請求しようとするときは、請求書を知事に提出しなければならない。

4 略

(解除に伴う措置)

第72条 略

2 略

3 知事は、第1項の場合において、第60条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第65条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額に

合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(部分払)

第65条 略

2 略

3 第1項の部分払は、請負代金の額が100万円以上の工事で、同項の請負代金相当額が請負代金の額の40パーセントを超える場合に限りすることができる。

4 第1項の部分払は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる回数(第60条の規定により前金払をした工事については、当該回数から1回を減じた回数)の範囲内においてしなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 請負代金の額が100万円以上1,000万円未満の工事 2回

(2)~(4) 略

5 略

(部分払金の請求等)

第66条 略

2 知事は、前項前段の場合において、請負者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事出来形部分等確認願を受理した日から14日以内に、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を請負者に通知しなければならない。この場合において、知事は、必要があると認められるときは、その理由を請負者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

3 請負者は、前項後段の通知を受けた場合において、当該部分払金の支払を請求しようとするときは、請求書を知事に提出しなければならない。

4 略

(解除に伴う措置)

第72条 略

2 略

3 知事は、第1項の場合において、第60条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第65条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額に

|  |   |
|--|---|
| <p>なお余剰があるときは、請負者は、解除が第69条の規定によるときにあっては<u>その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.6パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第70条又は前条の規定によるときにあっては<u>その余剰額を、それぞれ知事に返還しなければならない。</u></u></p> <p>4～8 略</p> | <p>なお余剰があるときは、請負者は、解除が第69条の規定によるときにあっては、<u>その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第70条又は前条の規定によるときにあっては、<u>その余剰額を知事に返還しなければならない。</u></u></p> <p>4～8 略</p> |
|--|---|

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県建設工事執行規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日以後に相手方を決定した請負契約に係る第58条の2第1項の損害金、第59条第3項及び第62条第3項の遅延利息並びに第72条第3項の利息(以下「損害金等」という。)について適用し、同日前に相手方を決定した請負契約に係る損害金等については、なお従前の例による。

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第52号

### 鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条項及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>（有効期間等）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 有資格者は、入札参加資格を欠くに至った場合（<u>鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（以下この条、第34条、第34条の2、第34条の5及び第41条第2項において「資格停止要綱」という。）</u>）に定めるところにより建設工事等の契約の相手方として不適格であると認められた場合であつて、施行令第167条の4第2項各号のいずれにも該当しないときに限る。）は、当該不適格とされた内容に応じて<u>資格停止要綱</u>で定める期間については、第1項に規定する入札参加資格の有効期間内であっても、入札に参加することができない。</p> <p>（調達公告）</p> <p>第19条 知事は、建設工事等を一般競争入札、制限付一般競争入札又は限定公募型指名競争入札に付そうとするときは、次に掲げる事項（限定公募型指名競争入札の場合は、第4号及び第8号を除く。）を新聞、掲示その他の方法により公告するものとする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5）郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（<u>第24条第2項及び様式第3号の2に</u></p> | <p>（有効期間等）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 有資格者は、入札参加資格を欠くに至った場合（<u>鳥取県建設工事等入札参加者資格停止要綱</u>に定めるところにより建設工事等の契約の相手方として不適格であると認められた場合であつて、施行令第167条の4第2項各号のいずれにも該当しないときに限る。）は、当該不適格とされた内容に応じて鳥取県建設工事等入札参加者資格停止要綱で定める期間については、第1項に規定する入札参加資格の有効期間内であっても、入札に参加することができない。</p> <p>（調達公告）</p> <p>第19条 知事は、建設工事等を一般競争入札、制限付一般競争入札又は限定公募型指名競争入札に付そうとするときは、次に掲げる事項（限定公募型指名競争入札の場合は、第4号及び第8号を除く。）を新聞、掲示その他の方法により公告するものとする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5）郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（第24条第2項において「郵便等」と</p> |

において「郵便等」という。)による入札の可否  
(6)～(9) 略  
2及び3 略

(入札参加制限)

第34条 知事は、有資格者が施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、資格停止要綱に定めるところにより、情状等に応じて24月以下の期間を定め、当該有資格者を入札に参加させないものとする。

(異議申出の機会の付与)

第34条の2 知事は、前条の規定による入札に参加させない措置(以下この章並びに様式第3号及び様式第3号の2において「入札参加制限」という。)を行う場合において、あらかじめ鳥取県建設工事等入札・契約審議会(第34条の5、第39条第3項並びに第41条第2項及び第6項において「審議会」という。)の意見を聴くべき案件として資格停止要綱で定めるもの(第39条第3項において「事前審査案件」という。)に該当するとき、当該入札参加制限を行おうとする有資格者に対し、入札参加制限を行う前に異議申出の機会を付与するものとする。

(異議申出の機会の付与の通知等)

第34条の3 知事は、前条の規定により異議申出の機会を付与するとき、その対象となる有資格者に対し、入札参加制限予定通知書(様式第3号の2)により入札参加制限を行おうとする理由、期間その他必要な事項を通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、原則として当該入札参加制限に係る事案の事実関係を確認した日の翌日から起算して20日以内に行うものとする。この場合において、休日の日数は、算入しないものとする。

(異議申出書の提出)

第34条の4 前条第1項の規定による通知を受けた有資格者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して8日以内に、知事に対し、異議申出書を提出することができる。この場合において、休日の日数は、算入しないものとする。

(異議申出書の取扱い)

第34条の5 知事は、有資格者から前条の異議申出書

いう。)による入札の可否  
(6)～(9) 略  
2及び3 略

(入札参加制限)

第34条 知事は、有資格者が施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱に定めるところにより、情状等に応じて24月以下の期間を定め、当該有資格者を入札に参加させないものとする。

が提出された場合は、入札参加制限を行うに当たり、資格停止要綱に定めるところにより、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

(入札参加制限の期間中の取扱い)

第35条 知事は、入札参加制限の期間中は、当該入札参加制限を受けた有資格者（以下この条において「入札参加制限者」という。）を建設工事等の入札に参加させ、又は当該入札参加制限者と契約を締結してはならない。ただし、特殊な技術又は急施を要する建設工事等その他知事がやむを得ないと認める建設工事等の入札又は契約については、この限りでない。

2 及び 3 略

(下請負者の入札参加制限)

第36条 知事は、建設工事等の契約を締結した者（以下この条において「元請負者」という。）の入札参加制限を行う場合において、当該入札参加制限に係る事案について責任を負うべき下請負者（有資格者に限る。次項において同じ。）があるときは、当該元請負者の入札参加制限の期間の範囲内で情状等に応じて期間を定め、当該下請負者の入札参加制限を行うことができる。

2 第34条の2から第34条の5までの規定は、前項の規定により下請負者に対し入札参加制限を行う場合について準用する。

(共同企業体の入札参加制限)

第37条 略

2 第34条の2から第34条の5までの規定は、前項の規定により共同企業体の有資格者である他の構成員に対し入札参加制限を行う場合について準用する。

(入札参加制限の通知等)

第39条 略

2 略

3 前2項の規定による通知は、原則として、当該入札参加制限に係る事案の事実関係を確認した日（第34条の2の規定により事前審査案件としたものうち、審議会の意見を聴くこととした案件にあっては当該審議会の意見聴取の日、審議会の意見聴取をしないこととした案件にあってはその決定の日）の翌日から起算して20日以内に行うものとする。この場

(入札参加制限の期間中の取扱い)

第35条 知事は、前条の規定による入札に参加させない措置（以下この章及び様式第3号において「入札参加制限」という。）の期間中は、当該入札参加制限を受けた有資格者（以下この条において「入札参加制限者」という。）を建設工事等の入札に参加させ、又は当該入札参加制限者と契約を締結してはならない。ただし、特殊な技術又は急施を要する建設工事等その他知事がやむを得ないと認める建設工事等の入札又は契約については、この限りでない。

2 及び 3 略

(下請負者の入札参加制限)

第36条 知事は、建設工事等の契約を締結した者（以下この条において「元請負者」という。）の入札参加制限を行う場合において、当該入札参加制限に係る事案について責任を負うべき下請負者（有資格者に限る。）があるときは、当該元請負者の入札参加制限の期間の範囲内で情状等に応じて期間を定め、当該下請負者の入札参加制限を行うことができる。

(共同企業体の入札参加制限)

第37条 略

(入札参加制限の通知等)

第39条 略

2 略

3 前2項の規定による通知は、原則として、当該入札参加制限に係る事案の事実関係を確認した日の翌日から起算して20日以内に行うものとする。この場合において、休日の日数は、算入しないものとする。

合において、休日の日数は、算入しないものとする。

4 略

(不服の申出)

第41条 略

2 知事は、前項の規定による申出(以下この条において「不服申出」という。)を受けた場合において、当該不服申出に係る入札参加制限が審議会に意見を聴くべき案件として資格停止要綱で定めるもの(第6項において「審議会案件」という。)に該当するときは、当該不服申出に対して次項又は第4項の規定による措置(第5項及び第6項において「対応措置」という。)を講ずるに当たり、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

3～6 略

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置等)

2～4 略

5 平成19年度及び平成20年度において第6条の規定により付与された入札参加資格の有効期間については、第7条第1項の規定にかかわらず、同項中「入札参加資格を付与された年の翌々年の3月31日」とあるのは「知事が別に定める期限」とし、「入札参加資格を付与された時点における当初審査による有資格者の有効期間の末日」とあるのは「知事が別に定める期限」とする。

様式第3号(第39条関係) 略

様式第3号の2(第34条の3関係)

入札参加制限予定通知書

第 号

商号又は名称 様

職 氏 名 印

4 略

(不服の申出)

第41条 略

2 知事は、前項の規定による申出(以下この条において「不服申出」という。)を受けた場合において、当該不服申出に係る入札参加制限が鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱により定めた鳥取県建設工事等入札・契約審議会(以下この項及び第6項において「審議会」という。)に意見を聴くべき案件(第6項において「審議会案件」という。)に該当するときは、当該不服申出に対して次項又は第4項の規定による措置(第5項及び第6項において「対応措置」という。)を講ずるに当たり、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

3～6 略

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置等)

2～4 略

様式第3号(第39条関係) 略

このたび貴社が行った下記1の行為に対し、下記2のとおり入札参加制限の措置を行うことを検討しています。これについて異議がある場合には、下記3により異議申出書等を提出してください。

なお、提出期限までに異議申出書等を提出されない場合は、異議がないものとみなします。

年 月 日

記

1 入札参加制限の原因となる事実

2 検討している入札参加制限

(1) 入札参加制限の対象となる者

(2) 入札参加制限の内容

(3) 入札参加制限の根拠となる要綱の条項

3 異議申出書等の提出方法等

(1) 提出書類

異議申出書及び証拠書類等

なお、異議申出書の様式は自由ですが、別添作成例を参考にして作成してください。

また、異議申立書には、入札参加制限に対する異議申出の理由を具体的に記載してください。

(2) 提出期限

この通知を受けた日の翌日から起算して8日（休日の日数は、算入しない。）を経過する日

(3) 提出先及び提出方法

提出先 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部県土総務課建設業担当

提出方法 持参又は郵便等による送付

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



鳥取県営鳥取空港管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第53号

鳥取県営鳥取空港管理規則の一部を改正する規則

鳥取県営鳥取空港管理規則（昭和42年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p><u>（趣旨）</u></p> <p>第1条 この規則は、鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号。以下「条例」という。）の規定に基づき、鳥取県営鳥取空港（以下「空港」という。）の管理に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>（利用時間）</u></p> <p>第1条の2 空港の<u>施設の</u>利用時間は、次のとおりとする。ただし、<u>所長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第139条の規定により設置された鳥取空港管理事務所の長をいう。以下同じ。）</u>は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。</p> <p>(1) 鳥取空港国際会館（国際交流センターを除く。） <u>午前8時から午後6時まで</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p><u>（国際交流センターの休館日）</u></p> <p>第1条の3 略</p> <p>2 <u>所長</u>は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、国際交流センターを臨時に開館し、又は休館日に開館することができる。この場合においては、<u>所長</u>は、あらかじめその旨を国際交流センターの施設内に掲示する等して周知しなければならない。</p> | <p><u>（目的）</u></p> <p>第1条 この規則は、鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年<u>7月</u>鳥取県条例第24号。以下「条例」という。）の規定に基づき、鳥取県営鳥取空港（以下「空港」という。）の管理に<u>関する事項を定めることを目的とする。</u></p> <p><u>（利用時間）</u></p> <p>第1条の2 空港の利用時間は、次のとおりとする。ただし、<u>知事は</u>、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。</p> <p>(1) 鳥取空港国際会館（国際交流センターを除く。） <u>午前9時から午後5時まで</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p><u>（国際交流センターの休館日）</u></p> <p>第1条の3 略</p> <p>2 <u>知事は</u>、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、国際交流センターを臨時に開館し、又は休館日に開館することができる。この場合においては、<u>知事は</u>、あらかじめその旨を国際交流センターの施設内に掲示する等して周知しなければならない。</p> |

## (運用時間内の空港の施設の利用の届出)

第2条 条例第4条の規定による届出は、様式第1号による届出書を所長に提出してしなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の理由により届出書を提出することができないときは、電話又は電信により届け出ることができる。

## (運用時間外の空港の施設の利用の許可の申請)

第3条 条例第4条の2第1項の規定による許可を受けようとする者は、様式第1号の2による申請書を所長に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の理由により申請書を提出することができないときは、電話又は電信により申請することができる。

## (重量制限を超える航空機による空港の施設の利用の許可の申請)

第3条の2 条例第5条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、様式第1号の3による申請書を所長に提出しなければならない。

## (車両の運転等の許可の申請)

第4条 条例第8条ただし書の規定による許可を受けようとする者は、様式第2号による申請書を所長に提出しなければならない。

## (制限区域に立ち入ることができる者)

第5条 条例第9条第1項ただし書の知事が制限区域への立入りの必要があると認めた者は、次に掲げる者とする。

(1)及び(2) 略

(3) 前2号に掲げる者のほか、所長が立入りの必要があると認めた者

## (爆発物又は危険を伴う可燃物の携帯等の許可の申請)

第6条 条例第10条第2号の規定による許可を受けようとする者は、様式第3号による申請書を所長に提出しなければならない。

## (裸火の使用の許可の申請)

第7条 条例第10条第4号の規定による許可を受けようとする者は、様式第4号による申請書を所長に提出しなければならない。

## (運用時間内の空港の施設の利用の届出)

第2条 条例第4条の規定による届出は、様式第1号による届出書を知事に提出してしなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の理由により届出書を提出することができないときは、電話又は電信により届け出ることができる。

## (運用時間外の空港の施設の利用の許可の申請)

第3条 条例第4条の2第1項の規定による許可を受けようとする者は、様式第1号の2による申請書を知事に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の理由により申請書を提出することができないときは、電話又は電信により申請することができる。

## (重量制限を超える航空機による空港の施設の利用の許可の申請)

第3条の2 条例第5条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、様式第1号の3による申請書を知事に提出しなければならない。

## (車両の運転等の許可の申請)

第4条 条例第8条ただし書の規定による許可を受けようとする者は、様式第2号による申請書を知事に提出しなければならない。

## (制限区域に立ち入ることができる者)

第5条 条例第9条に規定する制限区域に立ち入ることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1)及び(2) 略

(3) 前2号に掲げる者のほか、知事が立入りの必要があると認めた者

## (爆発物又は危険を伴う可燃物の携帯等の許可の申請)

第6条 条例第10条第2号の規定による許可を受けようとする者は、様式第3号による申請書を知事に提出しなければならない。

## (裸火の使用の許可の申請)

第7条 条例第10条第4号の規定による許可を受けようとする者は、様式第4号による申請書を知事に提出しなければならない。

(土地等の使用の許可の申請)

第8条 条例第11条の規定による許可を受けようとする者は、様式第5号による申請書又は申込書を所長に提出しなければならない。

(空港内営業の許可の申請)

第9条 条例第12条の規定による許可を受けようとする者は、様式第6号による申請書を所長に提出しなければならない。

様式第5号(第8条関係)

その1

土地(建物・ )使用許可(使用変更)申請書  
年 月 日

職氏名 様  
申請者  
住所又は  
所在地  
氏名又は  
名称 ,  
保証人  
住所又は  
所在地  
氏名又は  
名称 ,

下記のとおり土地(建物・ )の使用(使用変更)をしたいので、許可して下さるよう申請します。

記

1~4 略

その2 特別待合室・センタープラザ・航空機乗降施設用

空港内施設使用(使用変更)申込書  
年 月 日

職氏名 様  
申込者  
住所又は  
所在地  
氏名又は  
名称

下記のとおり空港内の施設の使用(使用変更)をしたいので、申し込みます。

(土地等の使用の許可の申請)

第8条 条例第11条の規定による許可を受けようとする者は、様式第5号による申請書又は申込書を知事に提出しなければならない。

(空港内営業の許可の申請)

第9条 条例第12条の規定による許可を受けようとする者は、様式第6号による申請書を知事に提出しなければならない。

様式第5号(第8条関係)

その1

土地(建物・ )使用許可申請書  
年 月 日

職氏名 様  
申請者  
住所又は  
所在地  
氏名又は  
名称 ,  
保証人  
住所又は  
所在地  
氏名又は  
名称 ,

下記のとおり土地(建物・ )を使用したいので、許可して下さるよう申請します。

記

1~4 略

その2 特別待合室・センタープラザ・航空機乗降施設用

空港内施設使用申込書  
年 月 日

職氏名 様  
申込者  
住所又は  
所在地  
氏名又は  
名称

下記のとおり空港内の施設を使用したいので、申し込みます。

|              |              |
|--------------|--------------|
| 記<br>1 ~ 5 略 | 記<br>1 ~ 5 略 |
|--------------|--------------|

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

鳥取県統計調査条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第54号

鳥取県統計調査条例施行規則等の一部を改正する規則

(鳥取県統計調査条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県統計調査条例施行規則(平成12年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条(以下この条において「削除条」という。)を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び様式の表示並びに削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び様式の表示並びに追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下この条において「移動様式」という。)に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下この条において「移動後様式」という。)が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動様式を削り、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| 目次<br>第1章 総則 略<br><u>第2章 県統計調査の実施等(第3条 第5条)</u><br><u>第3章 人口移動調査(第6条 第11条)</u><br><br>第4章 鉱工業生産動態調査(第12条 第19条)<br>第5章 企業経営者見通し調査(第20条 第26条)<br><u>第6章 調査票情報の利用及び提供(第27条 第33条)</u><br>第7章 雑則(第34条)<br>附則<br><br>第1章 総則 | 目次<br>第1章 総則 略<br><br><u>第2章 人口移動調査(第3条 第8条)</u><br><u>第3章 削除</u><br>第4章 鉱工業生産動態調査(第16条 第23条)<br>第5章 企業経営者見通し調査(第24条 第30条)<br><br><u>第6章 雑則(第31条)</u><br>附則<br><br>第1章 総則<br><br><u>(定義)</u><br><u>第2条 この規則において「人口移動調査」とは、県</u> |

民の出生、死亡及び移転の状況を把握し、市町村ごとの人口及び世帯数を推計するとともに、県の施策の立案に係る基礎資料を得ることを目的とした統計調査をいう。

2 この規則において「鉱工業生産動態調査」とは、鉱工業生産の動態を把握し、県の産業施策その他の施策の立案に係る基礎資料を得ることを目的とした統計調査をいう。

3 この規則において「企業経営者見通し調査」とは、事業主の景気及び企業経営に対する判断及びその見通しを把握し、県の産業施策その他の施策の立案に係る基礎資料を得ることを目的とした統計調査をいう。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 電磁的方法 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。

(2) 電子申請等システム 電子計算機を利用して、電磁的方法により文書の収受、起案、決裁、保存、廃棄等の事務の処理及び文書に係る情報の総合的な管理等を行う情報処理システム(電子計算機及びプログラムの集合体であって、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。)で、総務部政策法務室が所管するものをいう。

(3) 起案文書 職員が職務上取得し、又は作成する電磁的記録であって、電子申請等システムを利用して、電磁的方法により起案されるものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

第2章 県統計調査の実施等

(県統計調査の実施)

第3条 条例に基づいて知事等が行う県統計調査は、定期に又は継続的に実施するものは次の表のとおりとし、それ以外のものは知事等が告示で定める。

| 名称        | 目的                           |
|-----------|------------------------------|
| 鉱工業生産動態調査 | 鉱工業生産の動態を把握し、県の産業施策その他の施策の立案 |

|   |  |
|---|--|
|   | に係る基礎資料を得ること。  |
| 製造業流通調査   | 鳥取県産業連関表基準年1年間の県内と県外との商品流通状況を明らかにし、鳥取県産業連関表の基礎資料を得ること。                           |
| 人口移動調査  | 県民の出生、死亡及び移転の状況を把握し、市町村ごとの人口及び世帯数を推計するとともに、県の施策の立案に係る基礎資料を得ること。                  |
| 企業経営者見通し調査  | 事業主の景気及び企業経営に対する判断及びその見通しを把握し、県の産業施策その他の施策の立案に係る基礎資料を得ること。                       |
| 青少年育成意識調査   | 青少年及び成人の意識並びに行動を調査することにより、その実態を的確に把握し、過去に実施した調査結果との時間的変容を解明し、もって青少年施策の基礎資料を得ること。 |
| 山間集落实態調査  | 過疎化、高齢化の進展が著しい山間地域における住民の日常生活の状況を、県及び当該市町村が把握すること。                               |
| 県民健康栄養調査  | 県民の食生活の実態、健康状態等を把握し、もって生活習慣病の予防等のために必要な基礎資料を得ること。                                |
| 県民歯科疾患実態調査  | 県民の歯科保健の状態を把握し、歯科保健対策の推進に必要な基礎資料を得ること。   |
| 産業廃棄物実態調査   | 県内における産業廃棄物の発生及び処理状況等の実態を把握し、産業廃棄物の適正な処理等の推進に必要な基礎資料を得ること。                       |
| 住宅需要実態調査の拡大調査   | 住宅及び住環境に対する評価、住宅建設又は住替えの実態等を把握し、住宅政策の推進に必要な基礎資料を得ること。                            |
| 2 知事等は、前項の県統計調査を行おうとするときは、次章から第5章においてその実施細目を定めるものを除き、あらかじめ次に掲げる事項を告示しなければならない。これを変更し、又は中止しようと |  |

するときも同様とする。

- (1) 調査対象の範囲
- (2) 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
- (3) 報告を求める者
- (4) 報告を求めるために用いる方法
- (5) 報告を求める期間
- (6) 調査票情報の保存期間
- (7) 結果の公表方法

3 知事等は、県統計調査を行う場合には、次の各号のいずれかの方法により実施するものとする。この場合において、報告を求めるために必要なときは、質問することにより行う方法を併用するものとする。

- (1) 調査票を調査対象者（前項第3号に掲げる者をいう。以下同じ。）に配布し、及び収集する方法
- (2) 調査票を調査対象者に郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便又は特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メール（以下「郵便等」という。）により送付し、又は送信し、及びこれを回収し、又は受信する方法
- (3) 知事等が調査票に記入する方法
- (4) 学校、公民館、医療機関などを經由して調査票を配布し、及び収集する方法など知事等が適当と認める方法

4 知事等は、第1項の表に掲げる県統計調査のうち次の各号に掲げるものを行う場合には、それぞれ当該各号に掲げる方法により実施するものとする。この場合において、報告を求めるために必要なときは、質問することにより行う方法を併用するものとする。

- (1) 県民健康栄養調査及び住宅需要実態調査の拡大調査 前項第1号に掲げる方法
- (2) 製造業流通調査及び産業廃棄物実態調査 前項第2号に掲げる方法
- (3) 山間集落实態調査及び県民歯科疾患実態調査 前項第1号及び第4号に掲げる方法
- (4) 青少年育成意識調査 前項第2号及び第4号に掲げる方法

5 知事等は、県統計調査を行おうとするときは、そ



の内容をインターネットの利用その他適切な方法により県民に周知するものとする。

(県統計調査に従事する職員の身分証明書)

第4条 条例第3条第2項の知事等の発行する職務に関する身分を示す証明書は、様式第1号によるものとする。

(立入検査をする職員の身分証明書)

第5条 条例第6条第2項の知事等の発行する職務に関する身分を示す証明書は、様式第2号によるものとする。

### 第3章 人口移動調査

(調査の期日)

第6条 略

(調査の対象)

第7条 略

(調査事項)

第8条 略

(調査の方法)

第9条 知事は、前条の調査事項に係る調査結果を知事が別に定める調査票に記入するものとする。

(結果の公表)

第10条 知事は、前条の調査票に基づき市町村ごとの人口及び世帯数を推計し、毎月及び毎年、速やかに公表するものとする。

(委任)

第11条 第3条第1項及び第5条から前条までに定めるもののほか、人口移動調査の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 第2章 人口移動調査

(調査の期日)

第3条 略

(調査の対象)

第4条 略

(調査事項)

第5条 略

(調査の方法)

第6条 人口移動調査は、知事が、市町村ごとに、調査結果を調査票に記入する方法で行う。

(結果の公表)

第7条 知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する企画部長又は鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第6条の規定により設置された統計課の長。以下同じ。)は、前条の調査票に基づき市町村ごとの人口及び世帯数を推計し、毎月及び毎年、速やかに公表するものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、人口移動調査に関し必要な事項は、知事が別に定める。

|  |  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第4章 鉱工業生産動態調査</p> <p>(調査の期日)<br/>第12条 略</p> <p>(調査の対象)<br/>第13条 鉱工業生産動態調査は、<u>統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類(以下「日本標準産業分類」という。)</u>に掲げる大分類項目C 鉱業、採石業、砂利採取業又は大分類項目E 製造業に属する事業所のうち知事が指定するもの(以下この章において「調査事業所」という。)について行う。</p> <p>(調査事項)<br/>第14条 略</p> <p>(調査員)<br/>第15条 知事は、<u>鉱工業生産動態調査の事務に従事させるため、条例第5条の規定に基づき、鳥取県鉱工業生産動態調査員(以下この章において「調査員」という。)</u>を置く。<br/>2 知事は、調査員に対し、<u>第4条に規定する様式第1号による職務に関する身分を示す証明書</u>を交付するものとする。<br/>3 調査員は、その事務を行うときは、<u>前項の職務に関する身分を示す証明書</u>を携帯し、これを提示しなければならない。</p> <p>(調査の方法)<br/>第16条 鉱工業生産動態調査は、調査員が調査票を調査事業所に配布し、<u>及び収集するとともに、質問する方法で行う。</u>ただし、調査の効率化等に資すると認められるときは、調査票を調査事業所に郵便等により送付し、又は送信し、これを回収し、又は受信する方法で行う。</p> | <p style="text-align: center;">第3章 削除</p> <p style="text-align: center;">第9条から第15条まで 削除</p> <p style="text-align: center;">第4章 鉱工業生産動態調査</p> <p>(調査の期日)<br/>第16条 略</p> <p>(調査の対象)<br/>第17条 鉱工業生産動態調査は、<u>統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令(昭和26年政令第127号)第2条の規定に基づき総務大臣が公示する産業に関する分類の名称及び分類表(以下「日本標準産業分類」という。)</u>に掲げる大分類項目C 鉱業、採石業、砂利採取業又は大分類項目E 製造業に属する事業所のうち知事が指定するもの(以下この章において「調査事業所」という。)について行う。</p> <p>(調査事項)<br/>第18条 略</p> <p>(調査員)<br/>第19条 知事は、<u>鉱工業生産動態調査の事務に従事させるため、条例第4条の規定に基づき、鳥取県鉱工業生産動態調査員(以下「調査員」という。)</u>を置く。<br/>2 知事は、調査員に対し、<u>様式第1号による鳥取県鉱工業生産動態調査員証</u>を交付するものとする。<br/>3 調査員は、その事務を行うときは、<u>鳥取県鉱工業生産動態調査員証</u>を携帯し、<u>必要に応じてこれを提示しなければならない。</u></p> <p>(調査の方法)<br/>第20条 鉱工業生産動態調査は、調査員が調査票を調査事業所に配布し、<u>回収するとともに、質問する方法で行う。</u>ただし、調査の効率化等に資すると認められるときは、調査票を調査事業所に郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便又は特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第</p> |
|--|--|

|  |  |
|--|--|
| <p>(申告の義務)<br/>第17条 略</p> <p>(結果の公表)<br/>第18条 知事は、第16条の調査票を集計して、鳥取県<br/>鉱工業指数を作成し、毎月及び毎年、速やかに公表<br/>するものとする。</p> <p>(委任)<br/>第19条 第3条第1項、第5条及び第12条から前条ま<br/>でに定めるもののほか、<u>鉱工業生産動態調査の実施</u><br/>に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">第5章 企業経営者見通し調査</p> <p>(調査の期日)<br/>第20条 略</p> <p>(調査の対象)<br/>第21条 略</p> <p>(調査事項)<br/>第22条 略</p> <p>(調査の方法)<br/>第23条 略</p> <p>(申告の義務)<br/>第24条 略</p> <p>(結果の公表)<br/>第25条 知事は、第23条の調査票を集計して、調査の<br/>期日の翌月に公表するものとする。</p> <p>(委任)<br/>第26条 第3条第1項、第5条及び第20条から前条ま<br/>でに定めるもののほか、<u>企業経営者見通し調査の実</u><br/><u>施</u>に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">第6章 調査票情報の利用及び提供</p> | <p>26号)第2条第1号に規定する電子メール(以下<br/>「郵便等」という。)により送付し、又は送信し、<br/>これを回収し、又は受信する方法で行う。</p> <p>(申告の義務)<br/>第21条 略</p> <p>(結果の公表)<br/>第22条 知事は、第20条の調査票を集計して、鳥取県<br/>鉱工業指数を作成し、毎月及び毎年、速やかに公表<br/>するものとする。</p> <p>(雑則)<br/>第23条 この規則に定めるもののほか、<u>鉱工業生産動</u><br/><u>態調査</u>に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">第5章 企業経営者見通し調査</p> <p>(調査の期日)<br/>第24条 略</p> <p>(調査の対象)<br/>第25条 略</p> <p>(調査事項)<br/>第26条 略</p> <p>(調査の方法)<br/>第27条 略</p> <p>(申告の義務)<br/>第28条 略</p> <p>(結果の公表)<br/>第29条 知事は、第27条の調査票を集計して、調査の<br/>期日の翌月に公表するものとする。</p> <p>(雑則)<br/>第30条 この規則に定めるもののほか、<u>企業経営者見</u><br/><u>通し調査</u>に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> |
|--|--|

(調査実施機関における調査票情報の二次利用に係る  
手続)

第27条 調査実施機関は、条例第9条第1項の規定により、その職員に、その行った県統計調査の目的以外の目的のために当該県統計調査に係る調査票情報を利用させるときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、及び関係書類の電磁的記録を添付して、統計課長(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第6条の規定により設置された統計課の長をいう。以下同じ。)の関連審査(法令等の適正な執行を図る目的で行う審査及び確認の手続をいう。以下同じ。)を受けなければならない。

- (1) 統計の作成等に必要となる調査票情報に係る統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項
- (2) その利用の目的
- (3) その利用に係る統計の作成等の内容及び仕様

(公的機関の求めによる統計の作成等に係る手続)

第28条 条例第10条第1項の規定により知事等に統計の作成等を求めようとする者(以下この条において「申出機関」という。)は、次に掲げる事項を記載した申出書に、当該統計の作成等に係る事務処理のために必要な資料を添付して、調査実施機関に提出しなければならない。

- (1) 申出機関の名称及び所在地
- (2) 統計の作成等に必要となる調査票情報に係る統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項
- (3) 申出成果物(申出により作成した統計の作成等の成果物をいう。以下この条において同じ。)
- (4) 申出に係る統計の作成等の内容及び仕様
- (5) 申出成果物の提供希望年月日、提供方法等

2 調査実施機関は、前項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、申出機関に対し、当該申出に応じて統計の作成等を行う旨を通知するものとする。この場合において、調査実施機関の担当職員は、電子申請等システムを利用して、統計課長の関連審査を受けなければならない。

(委託による統計の作成等を行うことができる場合)

第29条 条例第11条第1項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 学術研究の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められるとき

ア 委託により作成された統計表その他の成果物(以下「委託成果物」という。)を学術研究の用に供することを直接の目的とするものであること。

イ 委託成果物を用いて行った学術研究の成果が公表されるものであること。

(2) 高等教育の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められるとき

ア 委託成果物を学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供することを直接の目的とするものであること。

イ 委託成果物を用いて行った教育内容が公表されるものであること。

(委託による統計の作成等に係る手続等)

第30条 条例第11条第1項の規定により知事等に統計の作成等を委託しようとする者(以下「委託申出者」という。)は、次に掲げる事項を記載した委託申出書に、当該統計の作成等に係る事務処理のために必要な資料を添付して、調査実施機関に提出しなければならない。

(1) 委託申出者(委託申出者が法人等で代表者又は管理人の定めがあるものであるときは、その代表者又は管理人)の氏名、生年月日、住所、所属、職名及び連絡先

(2) 委託申出者が法人等であるときは、当該法人等の名称及び主たる事務所の所在地

(3) 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名、生年月日、住所、所属、職名及び連絡先

(4) 統計の作成等に必要となる調査票情報に係る統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項

(5) 委託成果物の利用目的

(6) 委託に係る統計の作成等の内容及び仕様

(7) 委託成果物の提供希望年月日、提供方法等

(8) 前各号に掲げるもののほか、前条第1号又は

第2号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項

2 委託申出者は、前項の申出書を提出するときは、調査実施機関の担当職員に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

(1) 委託申出書及びこれに添付すべき資料（以下「委託申出書等」という。）に記載されている委託申出者（委託申出者が法人等で代表者又は管理人の定めがあるときは、その代表者又は管理人）及び委託申出者の代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードで申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

(2) 委託申出者が法人等であるときは、委託申出書等に記載されている当該法人等の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前6月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足りる書類

(3) 代理人によって申出をするときは、委任状その他代理権を証明する書面

第31条 知事等は、前条第1項の申出書の提出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、委託申出者に対し、当該申出に応じて統計の作成等を行う旨及び当該統計の作成等に要する手数料の額を記載した通知書に契約書類の案文を添えて通知するものとする。この場合において、調査実施機関の担当職員は、電子申請等システムを利用して、統計課長の関連審査を受けなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた委託申出者は、当該通知に係る統計の作成等の実施を求めるときは、契約書類に押印の上、2通とも調査実施機関に送付するものとする。

3 知事等は、前項の契約書類を受理したときは、当該契約書類に押印の上、手数料の納入通知書とともにその1通を委託申出者に送付するものとする。

4 委託申出者は、前項の契約書類及び納入通知書を受理したときは、納付期限までに手数料を納付しな

なければならない。

第32条 知事等は、委託成果物を提供する委託申出者が委託成果物を用いて行った学術研究又は教育が終了したときは、遅滞なく、当該学術研究の成果又は教育内容の概要その他の委託成果物を利用した実績に関する事項を記載した利用実績報告書を提出させなければならない。

2 知事等は、委託成果物を提供する委託申出者に、その同意を得ないで当該委託成果物を第30条第1項第5号の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供させてはならない。

3 知事等は、委託成果物を提供する委託申出者に対し、死亡その他やむを得ない理由がある場合を除き、当該委託成果物を用いて行った学術研究の成果又は教育内容を公表させるものとする。

(利用実績報告書の公表)

第33条 知事等は、前条第1項の利用実績報告書の全部又は一部をインターネットの利用その他の適切な方法により公表することができる。

第7章 雑則

第34条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第6章 雑則

(職務に関する証票の様式)

第31条 条例第6条の知事の発行する職務に関する証票は、様式第2号によるものとする。

様式第1号(第19条関係)

表面

|                                  |                    |
|----------------------------------|--------------------|
| 第 号                              | 写 真                |
| 鳥取県鉱工業生産動態調査調査員証<br>氏名           |                    |
| 上記の者は、鳥取県鉱工業生産動態調査調査員であることを証明する。 |                    |
| 任命期間                             | 年 月 日から<br>年 月 日まで |
| 年 月 日                            |                    |

鳥取県知事 

裏面

鳥取県統計調査条例（抜粋）

第3条 知事は調査のため、人又は法人に対して申告を命ずることができる。

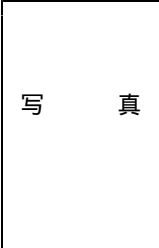

第7条 調査の結果知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項についてはこれを他に漏らし又は窃用してはならない。

第8条 調査のために集められた調査票を、統計上の目的以外にこれを使用し又は使用させてはならない。

（照会及び連絡先）

様式第1号（第4条関係）

（表面）

|                            |                       |   |
|----------------------------|-----------------------|---|
| 第 号                        | 調査に従事する職員証            |   |
| 氏名                         | 写 真                   |   |
| 上記の者は、調査に従事する職員であることを証明する。 |                       |   |
| 有効期限                       | 年 月 日                 |   |
| 年 月 日                      | 鳥取県知事又は<br>その他の執行機関の長 |  |

（裏面）

鳥取県統計調査条例（抜粋）  
（県統計調査の実施）

第3条 略

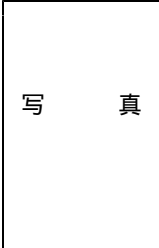

2 県統計調査に従事する職員は、知事等の発行する職務に関する身分を示す証明書を携帯し、当該県統計調査の実施に際しては、関係者にこれを提示しなければならない。

統計法（抜粋）  
（守秘義務）

第41条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の

様式第2号（第31条関係）

表面

|                        |                    |   |
|------------------------|--------------------|---|
| 第 号                    | 調査調査員証             |   |
| 氏名                     | 写 真                |   |
| 上記の者は、調査調査員であることを証明する。 |                    |   |
| 任命期間                   | 年 月 日から<br>年 月 日まで |   |
| 年 月 日                  | 鳥取県知事              |  |

裏面

鳥取県統計調査条例（抜粋）

第6条 調査に従事する地方公共団体の職員又は調査員は、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、知事の発行する職務に関する証票を示さなければならない。

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを6月以下の懲役若しくは禁錮又は10万円以下の罰金に処する。

（3）第6条の規定による調査資料を提出せず、若しくは虚偽の調査資料を提供し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者



団体の秘密を漏らしてはならない。

(2) 第39条第1項第2号に定める情報の取扱いに従事する地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。


(2) 第41条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

(照会及び連絡先)

(照会及び連絡先)

様式第2号(第5条関係)

(表面)

|   |         |     |
|---|---------|-----|
| 第 号   | 調査立入検査証 | 写 真 |
| 氏名  |         |     |
| <p>上記の者は、鳥取県統計調査条例第6条の規定により、立入検査をすることができる職員であることを証明する。</p>  |         |     |
| <p>有効期限 年 月 日</p>   |         |     |
| <p>年 月 日</p>  |         |     |
| <p>鳥取県知事又は<br/>その他の執行機関の長 </p> |         |     |

(裏面)

鳥取県統計調査条例(抜粋)

(立入検査等)

第6条 知事等は、その行う県統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該県統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は当該県統計調査に従事する職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、知事等の発行する職務に関する身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

|  |  |
|--|--|
| <p>3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(罰則)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(2) 第6条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提供し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(照会及び連絡先)</p> |  |
|--|--|

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年鳥取県規則第16号)の一部を次のように改正する。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>(市町村等が処理する事務の範囲)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例別表2の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県統計調査条例施行規則(平成12年鳥取県規則第20号)第9条の規定による調査票への記入とする。</p> | <p>(市町村等が処理する事務の範囲)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例別表2の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県統計調査条例施行規則(平成12年鳥取県規則第20号)第6条の規定による調査票への記入とする。</p> |

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。